

令和 3 年 度

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(知的障害者生活介護 ・ 知的障害者施設入所支援)

事業計画書

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

(事業内容：生活介護・施設入所支援)

822-0007 福岡県直方市大字下境字鬼ヶ坂 3 3 6 - 1 1

TEL 0 9 4 9 - 2 4 - 6 6 2 2

FAX 0 9 4 9 - 2 4 - 8 3 3 3

令和3年度 鷹取学園における事業計画

社会福祉法人 福智の里

指定障害者支援施設 鷹取学園

【事業内容】

(目的)

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の第1種社会福祉事業を行う。

社会福祉法人 福智の里 経営内容

指定障害者支援施設 鷹取学園

- | | | |
|------------|--------|-------------|
| (1) 生活介護 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |
| (2) 施設入所支援 | 定員 76名 | (利用者—知的障害者) |

1、はじめに

昨年1月頃から国内で新型コロナウイルス感染者が確認され、日に日に感染者が増加し、県内外で障害者施設でも集団感染が発生し、入院治療できない障害者の方を施設の中で治療せざるを得ない状況になる施設もありました。どの施設・事業所も感染防止の徹底を行っていますが、いつウィルスが入り込むかわからない中、利用者の健康を維持し、施設運営を継続しなければならない状況でした。そのような緊張感の中、一年が経過しました。その間、利用者・職員と感染者を一名も出すことはありませんでした。一年間を振り返ると感染防止で利用者の帰省・外出がほとんどできない中、利用者は大きく状態を崩すことなく過ごすことができ、行事も制限の中ではありますが、これまでない状況の中で、食事を充実させ、園外の行事を中止し、園内で出来るイベントに切り替え、職員が試行錯誤しながら工夫して進めてきました。利用者が帰省できず、様子がわからない事は保護者の不安にもつながりますので、1~2か月に1度、学園内の行事等を含めた内容を報告、園内行事や利用者の状況を写真で郵送する形をとりました。また支援員ごとに電話等で対応しながら保護者の不安を緩和していきました。これまでの間、保護者の皆様にはご協力・ご支援いただきました。また、役員の方々を始め、いろいろな方々に鷹取学園を支えていただき大変感謝しております。年が明けてから、緊急事態宣言が発令されるなど依然厳しい状況ではありますが、引き続き、感染防止を行いながら利用者の支援向上に務めて参りたいと思います。

さて、鷹取学園は令和3年度で41年目を迎え、平成21年4月より新体系に移行し、日中活動は「生活介護事業」、生活は「施設入所支援事業」というサービス体系に変わり13年目を迎えることとなります。

令和3年度は障害福祉サービス等の報酬改定がある予定で、主な改定内容としては「重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活支援」「相談支援の向上」「効果的な就労支援」「医療的ケア児など障害児支援の推進」「感染症や災害への対応強化」等があがっています。「重度障害者支援」「強度行動障害」「医療的ケア」等、重度の障害児者に向けた内容があがってきた事は大きな変化だと感じます。「重度化・高齢化を踏まえた地域移行」の中に「地域生活支援拠点等事業」があり、障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の相談や緊急時の受け入れ・対応、地域の体制作り等を行うものであります。平成30年に直轄地区

(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)で「地域生活支援拠点事業」の準備委員会が立ち上げられ、令和2年度は協力できる事業所・施設のウェブ会議があり、実際の細かい連絡内容等の話がありました。社会福祉法人の地域貢献が叫ばれている中、鷹取学園の支援技術を必要とする機会があれば、活かすべきと考えていました。緊急時の障害者の受け入れ等を行う事で、職員育成及び意欲向上に繋がり、これまでの入所施設として鷹取学園にとどまらない新たな役割を担う事で、支援の向上、または運営の向上に繋がっていかねばと考えています。ただ鷹取学園の利用者の高齢化を迎えた事もあり、人員不足の課題があります。またここ数年園内の増改築の工事もありますので、居室数としても余裕ある状況ではありません。「地域生活支援拠点事業」への協力は職員数、居室数がある程度満たされた上での事であり、現段階では厳しい面があります。数年後に取り組みが可能になればと考えています。

ア) 支援員採用について

求人募集については、毎年の課題としてあげてきました。令和3年度も同様ではありますが、例年と違い、若干の手応えがあったのは、新卒者の求人についてです。これまで福祉業界の流れとして実習が終わった8月以降に就職活動をおこなうとの事で対応してきましたが、福祉だけにとらわれず、一般企業希望の学生の流れと同様に3年生向けに仕事内容を知ってもらい、4月・5月に採用試験を行う事で、意欲的な学生を確保できる手ごたえを感じました。最近の学生の傾向として、1名の学生で就職試験を10社以上受け、内定平均が3社以上あるのが通常であるようなので、採用側にとってかなり厳しい状態になっています。そういった中、令和3年度は女性支援員1名ではありますが、早いうちに新卒者が内定できたのは大きな成果だと感じました。加えて、転職者向けの募集を年間通して行っていく事で人員の確保を行っていきたいと思います。求人においては、引き続き専門業者へ依頼しながら進めていきます。人材としても、これまでは保育・福祉学科出身や福祉に携わった人を優先に考えていましたが、近年は大学・短大・専門学校では他学部、他学科・他の専門分野出身の学生、また他業種からの転職など福祉に携わったことがない人も採用試験を希望し、障害に対する専門知識がない分、障害者として見るより一人の人間として接し、それから少しずつ障害の知識を増やしていっています。他分野からくる長所も年々感じています。

ここ3年ほど毎年パート職員を1~2名ずつ採用してきました。この事で日中の職員数が確保でき、体力低下が進んでいる利用者の支援もできるようになりました。その分、夜勤の人数を確保できるなど、少しですが人数的にカバーできるようになりました。一般企業・役所関係でもパート職員なしでは機能できないようになっている雇用状態ではありますが、鷹取学園ではパート職員の家庭事情など環境・条件を整えば正職員に雇用変更できるような流れを作っています。パート職員についても、これまで鷹取学園が行ってきた支援レベルの維持または向上していくために、採用試験前の見学説明会を実施し、障害福祉に興味・熱意のある人、または福祉経験者等を中心に雇用し、入職後の人材の育成について力をいれていきたいと思えます。

社会福祉事業は、元々慈善事業から始まったものであり、高齢者・障害者・児童など社会的弱者といわれる方に対して介護・支援等を行うものです。時間から時間までというように割り切れるものではありません。ただ、社会経済がよくなり、社会福祉が一つの仕事として成り立っている社会において、労働基準法の下で進めていかなければなりません。利用者の自立を基本に置きながら、労務管理において改善すべき点は改善し、ハードな業務の中でも長く働ける環境作りを行っていききたいと思えます。

イ) 鷹取学園の利用者について

鷹取学園は、現在定員76名に対し76名の利用者が入所しています。平均年齢が54歳となり、通常であれば高齢化をこれから迎える年齢になりますが、重度の知的障害者の方は老化が早いいため、体力低下が著しく、実質「高齢化」と同じ身体状況の利用者も少なくありません。認知

症の症状がみらたり、ペースメーカーを装着するなど臓器が衰えてくるなど、これまでにない利用者の身体面の変化がみられるようになりました。令和2年度から男性居住棟2ホーム（プロ野球ホーム・サムライホーム）、女性居住棟2ホーム（ディズニーホーム・フラワーホーム）となり、女性居住棟の一つであるディズニーホームで体力低下が著しい利用者を中心に支援する形をとっていますが、他の3ホームの利用者とは生活ペースの差が出てきているのが現状です。通常であれば、65歳を過ぎると障害サービスから介護保険の対象となりますが、現段階として入所している利用者について、本人または保護者が希望しない限り障害サービスとしての鷹取学園の入所を継続していく予定です。令和2年度には日中活動（生活介護）においても手芸班・機能班のメンバーを変更し、活動内容を見直していきました。体力低下の著しい利用者を機能班に集めて、職員の人員を増やし（パート職員）、日中活動を充実させるようにしました。2名の作業療法士の先生には、体力低下の利用者のリハビリテーション個別メニューを相談し、助言をいただきながら、令和3年度も行っていきたいと考えます。

同じ女性居住棟であるフラワーホームは年齢が若く、行動障害を伴う利用者がいます。その中で令和2年1月中旬に入所してきた利用者Aさんは、精神病院（入院3年間）から鷹取学園に入所してきた利用者で、1月で1年が経過しました。精神病院では保護室で過ごしていた為、鷹取学園でのこの1年は生活リズムを作り上げる事を第一の目標としながら、少しずつ生活に慣れている状態です。1月には成人となり、園内で利用者・職員で成人式を行い祝福しました。鷹取学園は創立以来、主に重度知的障害者の方の支援を行ってきた為、Aさんに限らず、数名の行動障害の利用者も入所しています。平成23年より障害者虐待防止法が施行され、年々、虐待防止の研修会や会議が行われたり、施設や事業所内での責任・窓口を明確化・通報義務等において、厳しくなっています。令和3年度の報酬改定の内容にも「障害者の虐待防止の推進・身体拘束等の適正化の推進」があげられています。これは障害者の「自立」「社会参加」を行う上での「虐待防止」であるべきですが、研修会等では虐待防止が第一の目標になっているような印象も受けます。現場の中で支援方法が制限されるケースが多くなったり、職員が色々な事を気にしながら支援しなければならない状態になってきています。特に他傷行為や器物破損行為に至るようなケースでは、利用者の意思を尊重しすぎて興奮しないように対応する為、逆に生活が乱れたり、同じような行為が続く事にもつながってきます。虐待防止を優先し、虐待に及ばないようにと考えていくと、施設・事業所はリスクを冒さないような方向になる為、行動障害の利用者をできるだけ受け入れないようになってきます。全国的に重度化の課題があがっているながら、受け入れ先が見つからない状況に陥ってきます。現在、障害者の支援員の基本は、「個別支援」ではありますが、鷹取学園では他利用者との関係性も含めての「個別支援」と考えています。特に他の人を傷付ける行為について、利用者本人が理解できるような言葉・ジェスチャー等で、注意したり、伝えていく事で、同じ行為を続けないように地道に支援を行っています。併せて、日中活動を充実し、できる事を増やし、生きがいに感じる事が出来るような環境を作っています。日中活動の中でも他の利用者とのプラスの面での関係性を保つことで、少しでも多くの人間関係を築けるように取り組んでいます。虐待は行ってはいけない事であり、虐待防止は必要な事ですが、支援が窮屈にならないようにし、障害者の自立を目指すことができるようにしていきたいと考えます。

鷹取学園は重度化や高齢化に対応するための機能を強化し、令和2年度事業内容を運営規定に基づいて下記の様に計画、実施していきます。

2、令和3年度事業

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として日中において、入浴、排せつ及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相

談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上並びに維持のために行われる必要な援助。

対象 = 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上である者）

(2) 施設入所支援

指定障害者支援施設は、都道府県知事の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行う。

施設入所支援の対象 = 次に該当する障害者

- ① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者
- ② 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの。

3、令和3年度事業計画

1) 行事に関して

創立41年目となる令和3年度は下記の主な行事内容で実施を予定しています。

- (1) レクリエーション大会
- (2) 第41回親子旅行(一泊)
- (3) 第41回クリスマス会
- (4) その他 ※第41回学園祭は増築工事の関係で中止

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、正常の形で行事を実施できませんでした。令和3年度は感染状況見ながら実施していきたいと考えます。レクリエーション大会は園内のチューリップハウスで開催する計画をしています。大きな行事である学園祭については、「食堂棟R3増築工事」の為、重機の出入りや建物の中心部の広い範囲で仮囲いが設置される状況になってきますので、学園祭としては中止し、作品販売会が実施できるようであれば実施したいと思います。親子旅行については、令和2年度が40周年記念として、利用者全員で長崎県のハウステンボスへの一泊旅行を計画しておりましたが、感染防止の観点から中止に至りましたので、再度同じ行先で計画しております。餅つき大会は、利用者の喉詰めの危険性が増してきましたので、昨年度同様中止し、食事メニューの中で楽しみとなるような取り組みを行っていききたいと思います。

2) 建物等に関して

※昭和56年の開所前に建てた全棟(①管理棟 ②男子居室棟 ③女子居室棟 ④浴室棟 ⑤作業棟)については、平成25年度に「耐震診断の業務委託」を実施し、平成26年の『最終報告』では『改修不要』の結果が出ました。(※昭和60年に増築した「重度棟」については対象外。) 鷹取学園は41年目を迎えます。平成27年度に浴室棟の増改築、平成30年度は女子居室棟の増改築、令和元年度はフラワーホームの改造、令和2年度末に作業棟の増築工事を終え、令和3年度はこれまでの工事のメインとなる食堂棟増築工事に取り掛かる予定です。

〈1〉「食堂棟R3増築工事」

※同工事を年度内で完了し、令和4年度に入り管理棟改造工事実施計画

利用者の高齢化に伴い、これまで行ってきた増改築工事のメインとなる食堂棟の増築工事を建物の中心である作業棟の場所に建て替える予定です。利用者の体力低下のに伴い、歩行器の利用者が増えたり、安定した歩行ができない利用者が出てきた事で既存の食堂での利用者の行き来が困難となり、転倒による怪我等の危険性が出てきました。現行の食堂の1.5倍の広さにより、怪我のリスクを減少していきたいと考えます。また数年前から直方市より災害時の福祉避難所として位置づけされていましたが、令和2年度に正式に書面で締結しました。福祉避難所としてはチューリップハウスを使用し、利用者が集まる場所として食堂を考えています。また、今回の工事の際、自家発電装置も整備し、災害にも備える体制を整えていきます。厨房については、平成年度に改築工事を行いました。今回の増築工事の中で調理スペースを広くし、利用者の一番の楽しみである食事の充実をより図っていききたいと思います。調理員の休憩室もこれまで狭かった為、スペースを確保したいと考えます。

〈2〉直方特別支援学校校門交差点付近の看板作り替えについて

直方特別支援学校校門前の交差点付近に鷹取学園の看板が設置されていますが、この看板の吊り下げ箇所が錆びています。令和2年度での取り替えの予定でしたが、できませんでしたので令和3年度に実施したいと思います。吊り下げ箇所の錆が進むと看板が落下して危険ですので、早急の実施したいと思います。

3) 購入物品、修理品、その他に関して

〈1〉「食堂棟R3増築工事」に伴う家具（食堂机・椅子等）、自家発電装置（食堂・チューリップハウス等の建物用）について

「食堂棟R3増築工事」に伴いまして、食堂の机や椅子が必要になりますので購入を計画しております。既存の食堂では利用者・職員を含め、110名程度が使用できる机・椅子を準備していますので、同程度の机・椅子を計画しています。利用者の中にはてんかん発作を患っている人もいて座ったまま横に転倒する危険性がある為、ひじ掛けが必要になってきます。また、手すり代わりに机や椅子を使用することもある為、重みのある物が必要になってきます。最近の家具が軽量化している事もあり、既存の机椅子は木製で重みのある物を使用しているため、磨き上げて使用するか、新しい物を購入するか検討して判断していきます。食堂増築に伴い、テレビ・放送機器・空調等も新しく設置します。チューリップハウス（多目的ホール）が福祉避難所として想定しており、新しい食堂は利用者が集まる避難場所として考えていますので、換気面も含めて整備していきたいと思います。食堂棟増築工事の中で、災害時を想定して自家発電機の設置を計画しています。これは食堂・チューリップハウス、また職員室を賄う程度の電気量を想定しています。発電装置を整備し、災害時に備えたいと思います。災害時しか使用しませんので、定期的なメンテナンスが必要になってきますが、現在スプリンクラーの自家発電装置のメンテナンスを定期的に行っていますので、追加メンテナンスとして考えていきます。

〈2〉災害用小型自家発電機購入について

小型自家発電装置（インバーター）を災害用として1台購入しております。パソコンなど電気量によって異なりますが、ガソリンを燃料とし4～9時間ほど継続して使用できます。真冬・真夏の災害を想定し、各ホーム用として小型自家発電装置を購入したいと思います。令和2年度の停電時に実際使用してみて、どのくらいの時間継続起動でき

るか試運転しましたので、ある程度の目安になりました。ガソリン満タンにしているも持ち運びもできますので、災害時に多方面での使用が可能と思われます。

(3) 「作業棟R 2増築工事」後の農園芸班・アロエ班のビニールハウス、その他倉庫等の購入について

「作業棟R 2増築工事」の際、ビニールハウス1棟を耕運機等の収納場所として使用していました。作業棟とともに農具倉庫も完成しましたので、農具機器を農具倉庫に収納し、収納場所であった場所を整地し、ビニールハウスを建て、野菜作りを行う予定にしております。工事前よりビニールハウスの1棟1棟の長さが短くなっておりますので、場所が確保できる土地は野菜作りを行いたいと思います。アロエ班につきましても、器具を収納・整理できるように倉庫を購入し、利用者の外作業を継続していきたいと思います。

(4) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止備品について

令和2年度は世界的に新型コロナウイルス感染者が増加し、国内及び県内でも感染防止の取り組みが急務でした。特に鷹取学園のような重度の知的障害者において、高齢化に加え、基礎疾患を持っている利用者もいて、免疫力が低い利用者も多くいます。国や県からマスク・消毒液の支給はありましたが、基本的に自助で感染防止を行う必要があり、防護服・シールド・ゴーグル・プラスチックグローブ・マスク等を購入し、緊急時に備えています。令和3年に入り、市内で別の障害者入所施設で新型コロナウイルスの集団感染が発生し、物資提供の協力を打診した経緯があります。今回はその施設は県からの支給もあり、当施設から物資提供の必要はありませんでしたが、今後どのような状態になるかわかりません。感染防止の備品について、場合によって追加購入を検討し、利用者・職員の感染防止を行っていきたくと考えます。

(5) ディズニーホームトイレ等の介護補助具について

平成30年に増築しましたディズニーホーム（女性居住棟）におきまして、体力低下の利用者が主に生活していますが、臓器機能の衰えもあり、排泄時間が長い利用者もいて、便座中に転倒する危険性が出てきています。工事の時点で想定して、手すり等の設備はありますが、前方への転倒の危険性も出てきましたので、転倒防止用の介護用品を購入したいと思います。学園の支援方針として、利用者が出来る事は自身で行う事が基本となっておりますので、介護補助具だけに頼らないように、その点は継続して行っていきたくと考えます。

4) 維持管理、その他

(1) ボイラー館内の点検及びメンテナンス

本館機械室の給湯ボイラーについて、現在2機ありますが、1機は令和2年1月下旬に取り換えました。もう1機は購入時期が2年遅れでしたので2～3年期間をあけて取り換え予定です。保守点検は年2回の契約で行っていく予定です。メンテナンスにより機械の老朽化を防止して、少しでも省エネに繋がるようにしたいと思います。浴室シャワー・新居室洗面所・フラワーホーム洗面所・新作業棟などの増築箇所については、単独で給湯器を設置し対応していきます。

5) 園内の環境整備

〈1〉各ホームの装飾

利用者の居住棟であるプロ野球ホーム（男性居住棟①）、サムライホーム（男性居住棟②）、ディズニーホーム（女性居住棟①）、フラワーホーム（女性居住棟②）において、各ホームの特色を持たせるためにホーム毎に装飾を施します。

〈2〉全体掃除日・害虫駆除

月1回の「誕生会日」の午後に「全体掃除日」を設け、各ホーム・食堂・チューリップハウス・生活実習棟など、普段行えない細かい所まで掃除を実施し衛生管理に努めます。平成30年度から増築工事等の影響からか、蛇・ムカデが室内に入り込んでくるケースが出てきた為、害虫駆除を年1回⇒2回に増やしました。利用者が安全に生活できるための環境作りに配慮したいと思います。

〈3〉園内Pタイル箇所ワックス掛け

これまで学園祭前に毎年職員全員でワックス掛けを行ってきましたが、増改築に伴い、床材をPタイルからクッションフロアに替えており、ワックス掛けをスペースが減ってきましたので、できる範囲職員で対応していきます。

6) 学園周辺の環境整備に関する事

学園周囲の環境については、樹木や花を植えている箇所については、学園祭前に業者に依頼し、剪定を行っていただきました。特に来年度は「食堂棟R3増築工事」として大掛かりな工事に伴い、桜の木など移植・伐採等も検討しなければなりません。予算もあります、タイルなどに変更できる箇所は整備したいと思います。毛虫等の駆除については、噴霧器により学園職員で対応していきます。

7) その他継続懸案事項

〈1〉管理棟改造工事計画について

「食堂棟R3増築工事」において、同じ増築工事の流れで、令和4年度に管理棟の改造工事を行う予定にしております（7月ごろ完了予定）。正職員・パート職員を含め、職員数が増加した事で、現在職員室の机1台を2名の職員が使用している状態で、記録用のパソコンも譲り合って使用している状態です。また、面談室については、外部の方（保護者・相談支援専門員・業者等）の来園時に対応する部屋が園長室の他1室しかありませんので、時間をずらして使用している状況です。医務室については利用者の居室から離れているため、できるだけ居室に近い場所に医務室があれば処置しやすくなります。こういった事を含め、職員室を広くし、面談室の数を増やし、医務室を居室に近い場所に設置する事を改造工事の中に取り入れていきたいと考えています。利用者が生活しやすい環境とともに職員の効率性も考えて工事計画に取り入れたいと思います。

〈2〉正門前のショップ兼事務倉庫及び行事道具・防災用倉庫について

ショップ兼事務（書類）倉庫においては、平成6年に正門前に建てて使用していますが、書類が入りきらず、フラワーホーム奥のスーパーハウスに年度毎に整理して収納しています。令和3年度に計画予定の「食堂棟増築工事」と「管理棟改造工事」後の工事計画の中で、①書類収納倉庫、②行事道具等収納倉庫、③防災倉庫を組み込んで考えていきたいと思います。

8) 令和3年度職員研修計画

(1) 研修計画を立てるに当たり

令和2年度は新卒正規職員1名(男性)・中途正規職員1名(男性)・パート職員2名(女性)内定できましたが、退職者が正規職員3名(女性)ありました。令和3年採用予定者については新卒正規職員1名(女性)あり、男性職員については補充できていますが、女性職員の正規職員が確保できないため、夜勤のローテーションがやや不足している状態です。事業計画冒頭にも記しましたが、正規の女性職員の採用を年間通して進めていきたいと考えています。

(2) 令和3年度職員研修

重度、最重度知的障害をもった利用者に対し、充実した支援を提供するために、それぞれの経験年数に応じて、職員へ研修の機会を多く提供し、障害者福祉のみならず社会福祉を深く理解し、職員の質の向上が望める様に進めて行きたいと思えます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から例年の研修会の中止を余儀なくされました。そういった中、年末ごろからインターネットを活用した「遠隔化講義」「動画視聴」「zoom会議」が少しずつ増え、受講できるように整備する事が出来ました。これまでのような講師の顔を見ながら生の声を聴くことが一番だとは思いますが、厳しい状況の中、できる範囲で研修会等を行っていかねばなりません。ワクチンが充実し、感染が終息できた時は研修会・施設見学など外部へ行く機会を増やしていきたいと思えます。正職員だけでなく、パート職員・嘱託職員にも研修などの場を作るようにしたいと思えます。具体的には、「社会福祉主事資格認定通信課程」「強度行動障害支援者養成研修」を主にし、参加できる研修会に参加してもらう予定です。園内研修会について、令和2年度に「新型コロナウイルス感染予防について」をテーマとして、くらて病院の武田看護師を講師として行っていただきました。年1回だけではありましたが、大変有意義な研修会でした。令和3年度も感染状況を見据えながら、2回以上は実施したいと考えています。今後も園外への研修会のみならず、園内の研修会も充実させ人材育成を行っていきます。

研修内容

- 1) 福岡県社会福祉協議会主催による各種研修会
- 2) 全国社会福祉協議会主催による各種研修会
- 3) 全国知的障害者福祉協会主催による、各種研修会等
- 4) 福岡県知的障がい者福祉協会主催による、各種研修会等
- 5) 福祉関係機関より案内を受けた各種研修会のうちで、内容を検討し、当園に必要と思われる内容を取捨選択し参加
- 6) 異種開催の各種研修会並びに通信教育及び資格認定講習会等
- 7) 関係行政機関主催による研修会
- 8) 海外研修
国及び各福祉諸団体が主催する海外研修、その他知的障害者福祉の向上につながる内容の研修会
- 9) その他
例) 知的障害者福祉の向上につながる研修等
知的障害者の加齢化、高齢化に対して対応できる研修等

9) 職員の健康管理を含めた雇用管理

支援員・看護師・事務職員・厨房職員・パート職員を含めた職員の健康管理については、年1回実施し、夜勤勤務をする職員（支援員）は、追加で法定健康診断を行っています。また年齢が35歳以上に当たる職員については、成人病検診まで対象として行います。平成30年度より、看護師1名に安全衛生推進者に任命し職員の健診結果を把握してもらっています。再検査が必要な職員には声をかけてもらい、管理者と一緒に呼び掛けを行っています。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止が主になり、園内の消毒（次亜塩素酸・アルコール）、手洗い・うがいの徹底、マスク着用・検温、また携帯用の消毒スプレーを職員へ配布し、勤務時間外での感染防止も徹底していきました。利用者の帰省も長期間中止してしまいましたので、入所施設ではウイルスを持ち込む可能性があるのは、職員か、業者しかいません。職員を始め、外部から来園される方には検温・氏名・来園時間等を記載してもらうなど年間通して感染防止に努めました。コアクリーン（微酸性次亜塩素酸水生成装置）を2台設置してましたので、基本的な園内の消毒の際にはその分を使用し、手すり・ドアノブなど手が接触する機会が多い箇所については、ハイターなど塩素系洗剤を薄めて拭きあげました。その結果、福岡県の高齢者施設・障害者施設職員対象のPCR検査において全員陰性（1月・2月それぞれ53名）の結果が出ました。常日頃の職員の感染防止の意識が結果として表れました。感染防止も含め、職員の健康意識が利用者への健康意識にも繋がる為、令和3年度も職員の健康管理を重要視しながら早めの対応を図っていきたくと考えます。

10) 防災・防犯訓練

避難訓練について、県の指導で1年の中で、火災訓練2回、地震訓練1回、風水害訓練1回実施するようになってきました。これまで利用者には事前に伝えず、突発的な訓練を行ってきましたが、令和2年度は火災訓練を3回行い、いずれも利用者には火災訓練を行う事を事前に告げ、体力がある利用者に体力のない利用者を誘導してもらう形をとりました。これは夜間に火災があった場合、夜勤者4名で避難させなければならないため、利用者同士の助け合いが重要になってきます。言葉での説明より、利用者自身が何度か経験することで実際の避難時に活かせるように行いました。高齢化を迎え、職員が誘導しなければならない利用者が増えてきた為、それ以外の利用者が出るだけ助け合い、避難しあえる事が出来る事を目的としました。重度の知的障害者だからこちらがしてあげるだけではなく、自分たちが出来る事は行ってもらう。今回はある程度計画通りに利用者同士で助け合いながら避難することができ、大変有意義な訓練が出来ました。令和3年度にも繋げていきたくと考えます。また地震訓練の際も同様に利用者には事前に説明し、頭を守る、窓から離れる、テーブルなどの下に隠れる等の説明を行ってから訓練を行いました。同日、風水害（鷹取学園の立地条件から判断して浸水の可能性が低いため、台風上陸による訓練）については職員だけで、外部に出られない為、どのように園内で避難するかの確認を行いました。鷹取学園は今年度直方市と正式に福祉避難所の締結を行いました。利用者の安全確保はもとより、外部の方が避難された場合もある程度想定して訓練を行い、ストレッチャーの使用方法・小型発電機使用方法の確認も行いました。2月に「作業棟R2増築工事」のブレーカー増設（電気）による停電を利用して、災害時を想定した石油ストーブの使用、非常食としてカップラーメン等の食事提供などの機会も設けました。その際、ガスコンロで湯が沸くまでの時間、小型自家発電装置の起動時間の確認を行いました。停電の場合も想定し、ガス・石油が燃料となる機器でどれだけカバーできるか、何時間・何日それが可能なのか想定する事が必要になってきます。これまでの未曾有の災害が「未曾有」でなくなってきましたので、職員で知恵を出し合いながら対応していきたくと思えます。毎年外部で防災講習会も開催されていますので、積極的に職員にも参加してもらい、知識を身につけ、利用者を守っていきたくと考えます。

令和 3 年度 鷹取学園 支援計画書

鷹 取 学 園

I、はじめに

鷹取学園は令和 3 年度で創立 41 周年を迎えます。平成 21 年 4 月から新体系に移行して 11 年経過しました。移行後の対象事業を ①生活介護と ②施設入所支援の二つの形で進め、事業としては令和 3 年度も同じ形で進めることとなります。利用者が歳を重ねて高齢化へ向かっていますので、今後は十分な配慮が必要と考えられます。国・県・市町村の福祉計画の中で、施設の入所者を一定数減らす方向で進んでいます。施設を増やす事はせず、地域移行としてグループホームを増やし生活の場として進めています。施設は現在「重度化」「高齢化」の課題を抱えており、そういった障害者の方をグループホームで見えていくように整備されています。鷹取学園は元々重度の知的障害者の方が多く、その上、高齢化の課題も上がってきて、全国の課題となっている「重度化」「高齢化」とも重なっています。平成 30 年より国で「地域生活支援拠点等」事業が始まり、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所・体制作りとして、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを柱として進められ、直轄地区でも令和 3 年度から緊急時の受け入れの事業が開始となります。園内の工事計画もあり場所の確保・人材の確保が厳しい為、直轄地区の事業自体には参加できない状態ではありますが、鷹取学園のような重度知的障害者の入所施設の役割はあると思います。今後、園内の体制が整える事が出来た場合は考えていきたいと思えます。

設立当初より、重度・最重度の知的障害の利用者が多く、利用者も年々筋力低下等により身体的な衰えが顕著にみられるようになり、骨折・内臓の疾患に加え、認知症の症状も見られる利用者も増えてきました。筋力低下等で体のバランスが悪くなり骨折するケースも増えてきましたが、リスクを回避する為、動かさない対応をすることも一つですが、鷹取学園では自力でできる事は行う事を柱としています。その取り組みとして、平成 22 年度から行っているリハビリテーションがあり、今後も継続していきます。これまでご指導いただいている作業療法士の先生 2 名（北九州リハビリテーション学院）に来ていただき、体力テストを始め、個々人に応じたリハビリを行っていきたく思います。ただし、個々人にあたりリハビリは個別に行うだけでなく、集団の中で行う事で競争意識や意欲向上、模倣によるよい成果に繋がる事がある為、集団で行う特性を取り入れて行い、日々の生活の中で活かせるように進めています。リハビリ訓練は生活介護である日中活動の中で行っていますが、施設入所であるホームの中においても余暇の中で取り組んでいます。これは作業療法士の先生が来園される月 2～3 回の中で終わらせるのではなく、支援員が学んだことを次に活かせるように記録等で支援員が確認して行っています。どんなに重度の障害者でも自立にむけて、自分ができる事があれば、自分で行う事を基本とし、自分で行う基礎体力をしっかり身につける事が出来るように進めて行きます。

高齢化を見据えて、平成 30 年度に新女子居室棟の増改築工事、令和元年度にフラワーホーム改造工事、令和 2 年度に作業棟増築工事を行い、利用者の環境は変わってきています。実際、個室化・洋室化になった事による利用者の変化はありませんが、高齢化・体力低下の利用者が多いディズニーホームについては疾患等による利用者の変化がみられています。そういった中、利用者同士の繋がりがあり、トラブルや助け合う中で意欲の向上にもつながっています。施設生活ではありますが、特別な環境ではないようにしていきたいと思えます。令和 3 年度も利用者が生きがいを持てるように職員全員で支援していきます。

平成 21 年 4 月より始まった①生活介護サービスと②施設入所支援サービスという 2 つの事業を令和 3 年度も支援計画に沿って実施していき、更に向上して行くように努めていきたいと思っております。

II、令和 3 年度 支援方針

(1) 日中活動の「生活介護サービス」と(2)住まいの場における「施設入所支援サービス」に関して

(1) 日中活動の支援について = 生活介護サービス

班のあり方については下記の通り 8 班で進めていきます。

① 園芸班、②アロエ班、③陶芸班、④染色班、⑤和紙班、⑥木工班、⑦手芸班、⑧機能班の 8 班

で構成します。日中活動支援の形態としては、作業班・軽作業・機能回復支援班の 3 区分体制で進めていきます。設立当初から重度の知的障害者も「できる事探し」という事から始め、できる事を伸ばす段階に進み、日中活動の充実でき、生きがい・やりがいに繋がってきました。作業能力別の班に分ける事で、他の利用者との関係も生まれ、「個別支援」の中で他の利用者との連携が図られていきます。それにより、他の人のペースに合わせる事も重要になり、「待つ」という経験にも繋がっていきます。

作業班 (①農園芸班、②アロエ班、③陶芸班)

軽作業班 (④染色班、⑤和紙班、⑥木工班)

機能回復支援班 (⑦手芸班、⑧機能班)

作業班は①農園芸班 ②アロエ班 ③陶芸班の 3 班です。当学園にあって作業能力としては幾分程度の高い人達のグループを対象としていますが、アロエ班・陶芸班の利用者は高齢化の課題が上がって来て、昔ほどの活動が出来ない人も出て来ました。令和 3 年度から新しい作業棟での作業がスタートします。新しく作業を開始するわけではなく、これまで行ってきた作業を継続するようになりますが、環境が変わる事で利用者の意欲の向上に繋がっていければと思います。

① 農園芸班 (職員 3 名+2 名(パート職員)〈男性 3、女性パート 2〉)(利用者 8 名〈男性 8、女性 0〉)

農園芸班はそれまでの花栽培より、平成 22 年度に野菜を中心とした栽培に方向を変えました。

平成 28 年度から男性職員を 3 名配置できトマト栽培で成果を上げ、それ以降夏から秋にかけてはトマト栽培を主に栽培し、10 月の学園祭を目途に栽培・販売を行っています。令和 2 年度は「作業棟 R2 増築工事」の関係で、ビニールハウスのエリアが減りました。また台風上陸によりビニールハウスの鉄骨破損を守る為に天井ビニールを外していた為、トマト栽培を断念せざるを得ませんでした。工事についてはある程度計画的にはできますが、天災の影響は予想できませんのでその都度状況を見ながら判断していきます。ハウス管理・水遣り・収穫・出荷は時季によっては毎日の作業になります。休日も継続して行わなければならない為、平成 30 年度より女性のパート職員を雇い、収穫・出荷の支援員の負担が若干ですが軽くなりました。ただパート職員の働きにもよる為、人材育成も行わなければならない。これまで農具倉庫で野菜の梱包等を行ってきましたが、令和 3 年度は新作業棟で行う事ができ、収穫⇒梱包⇒出荷までの流れがスムーズにできるようになりました。農具機器等を収納して

いたビニールハウスを整地し、新たな野菜作りのハウスとして使用しなければなりませんので、本格的にスタートするには1年先になります。利用者の作業が充実し、野菜販売へ繋げることができるように進めたいと考えます。

② アロエ班 (職員3名〈男性1、女性2〉) (利用者11名〈男性7、女性4〉)

アロエの栽培(ビニールハウス管理も含む)と、アロエの生葉を収穫・加工して製品を作るまでがアロエ班の作業です。この班に所属する利用者は手洗いなど衛生面の指示で対応できる対象者が所属し、器具も平成22年度に分包機、平成26年度に丸洗いできる粉砕機、安全性の高いスライス機を購入しました。完成した製品は一般生菌検査等を定期的に行い、賞味期限や栄養成分表示に気をつけながら品質の向上に努めて行きます。令和3年度には衛生面の向上として新作業棟にエアシャワーを設置するようにしています。アロエ作品の減少傾向に伴い、平成30年度よりしいたけ栽培を始め、1年100本単位で原木を購入しています。令和元年度は菌(菌駒⇒オガ菌)を変更し、令和2年度内には少しずつ販売できる計画でしたが、定期的な出荷まで至っていないのが現状です。アロエ班もビニールハウスを縮小しますが、密集している箇所を整理しながら計画的に栽培していきたいと思えます。アロエ栽培・しいたけ栽培と並行し、多肉植物やサボテン等の販売も行い、パッケージも工夫しながら販売につないでいきたいと思えます。利用者の作業の幅を広げる事で、より利用者の作業意欲の向上を図っていきます。

③ 陶芸班 (職員3名〈男性2、女性1〉) (利用者8名〈男性6、女性2〉)

この班を立ち上げた目的は、対象者が集団で行う共同作業よりも、個人で物を作り上げる方が精神的に安定するという人達を対象とした事でした。自分の力で何かに挑戦して行くといった対象の人達を中心に出発した班でした。

令和2年度はチーフを変えて班運営を作りあげてきました。令和2年度末に長年チーフを担ってきた支援員が退職する事で、使用方法に経験が必要であったガス窯を使用できる支援員がいなくなり、新作業棟では電気釜1台(既存)・電気・ガス併用窯1台(新規購入)で作品作りを行うようになります。職員の拘束時間など負担軽減にはなりますが、これまでと同等レベルの品質の作品は望めません。職員自身が技術の向上を目指し、まずは利用者の作品を完成品まで繋げるように進めます。磁器の作品である年末年始の縁起ものである干支の絵皿も見通しはたっていない状態ですが、まずは出来る事から取り組むようにします。利用者の作品作りが持続できるように進めます。

軽作業班は ④染色班 ⑤和紙班 ⑥木工班の3班です。

軽作業班は、始めから金銭的数値目標の対象となる班ではないため、当初より情緒安定や集団生活への適応が可能になること、本人の生きがいにつながる点に主眼に置いて運営している班です。個人個人が少しでも自立に向かうようにし、支援員がどのような具体的目標を定め、数値目標として立て、記録として残す事で重度・最重度といわれる知的障害を持った人に対する支援のあり方の道筋になります。精神科との兼ね合いも大切になる為、支援員も精神科の知識を得ながら利用者支援を行っていかねばなりません。軽作業班3班は重要な位置付けとなります。

④ 染色班 (職員3名〈男性0、女性3〉) (利用者8名〈男性0、女性8〉)

この班は全員女性の利用者で、手芸に興味を持っている人達を中心に始められた班です。所属している利用者は、癲癇発作をもった人、動作緩慢な人、自閉的な傾向を持つ人、統合失調症の人が所属しており、職員は精神科の知識も必要です。その中でゆっくりとした作業状態ではありますが、自分の作業を自分のペースでこつこつと進めている状態です。だから

作品の数も多くは出来ません。作品数は少ないですが、出来上がった刺し子、絞り染めの布は、職員の努力で製品化され販売しています。拘りが強く、他の利用者の作業や準備物を気にする利用者もいてトラブルになる事も少なくありません。年々高齢化や筋力低下の課題の比重が大きくなり、平成 26 年度からラジオ体操・歩行運動・昇降運動等を取り入れ、不定期ではありますが体力低下防止の運動を取り組んでいます。一部の利用者の他班への異動、新しい入所者の加入もありながら、令和 2 年度から利用者も固定し、令和 3 年度につないでいける状態になりました。情緒面の安定も含めながら、引き続き新しい作品作りにも取り組んでいきたいと思ひます。

⑤ 和紙班（職員 3 名〈男性 2、女性 1〉）（利用者 11 名〈男性 10、女性 1〉）

この班はいかに情緒安定へ繋げるかという課題を持って出発した班です。自閉症・自閉的傾向の人、統合失調症など精神障害を患っている人など、他害や自傷の激しい行動障害を持つ人達で構成されている班です。

本人達のできる能力を作業面で生かしながら情緒的に安定させていく事を目的として進めています。本人の性格・能力・障害特性に応じた補助具を職員が考えて、作業内容を工夫しながら現在まで取り組んできた班です。自分だけのペースを固持するのではなく、他の利用者と連携をとりながら作業へ取り組む事が出来るようにしています。行動障害の利用者も多く、情緒面の安定を図る事を目的にしてきましたが、利用者が年齢を重ね、設立当初とは利用者の状態が変わってきました。ダウン症の利用者の一人はここ数年で認知症の症状がみられだし、作業工程や準備・片付けにおいて、手順方法の声掛けや誘導が必要になってきました。その為、運動にしても情緒的な安定を目的に行う利用者、体力面を維持する事を目的にする利用者など分かれてきました。令和 3 年度は目的を明確にして個々人の作業支援を行っていきます。

⑥ 木工班（職員 2 名〈男性 2、女性 1〉）（利用者 11 名〈男性 6、女性 5〉）

平成 7 年度より新たにできた班です。班の対象者は、癲癇発作を持った人、常同行為が目立つ人、拘りの強い人、興奮のある人、身体障害を持っている人などが所属しています。作業班に所属するには体力・作業能力的には無理な対象者であり、その反面、作業能力が低い人達の班に比べると作業能力はそれなりに持っている。しかし、身体に障害があり動きづらいといった対象の人達です。集中力・持続力という点では課題をもった対象者が多く、さまざまなハンディを持った人達が集まった班です。電動バンドソーや電気カンナを購入し、平成 30 年度・令和元年度と作業工程がある程度固定でき、安定した作品作りができるようになりました。材料の木材も確保でき、作品の種類が増えてきた事で利用者の作業工程も安定してきました。令和 2 年度に引き続き、利用者が自信や満足感を感じ、作業の充実を図っていききたいと思ひます。

機能回復支援班は **⑦手芸班** **⑧機能班**の 2 班です。

手芸班・⑧機能班は、最重度の知的障害をもった人、身体的に支援が必要な人達の班です。健

康維持と生活全般にわたっての支援をして行かなければならない対象者です。体力作りとしては、歩行訓練を主に行い、少しでも体力低下防止となるように取り組みを行っていますが、ここ数年は体力低下が目立つようになってきたのが現状です。体力を維持し、最重度の利用者でも自分でできる事は自分で行う事を基盤に置き、社会参加に結び付く方向に導きたいと考えています。本人の能力と障害に配慮した活動内容を無理させる事なく提供し、利用者が自信を持ち、作業に対する充実感と満足感を味わう事ができるようになることを目標にして進めます。

⑦ **手芸班**（職員 7 名〈男性 3、女性 2 + パート 1〉）（利用者 8 名〈男性 2、女性 6〉）

重度、最重度の知的障害を持っていると同時に、身体的障害を重複している人達を中心に構成された班です。班の狙いとしては、自分達にでもできる作業があるという感覚を掴ませるところから出発した班です。利用者は自分の仕事の感覚でもってこの班に毎日出向いています。長年作製していたピンチホルダー(洗濯バサミ)作成から方向転換し、午前中はろうそく作り（アロマキャンドル）・レジンによるキーホルダー作りを主に行い、午後からは高齢化対策の一つとして、機能班と合同で運動を行っています。特に足の筋力が落ちて、歩行器を使用している人は午前中にペダル漕ぎを行う事で、スムーズな足取りにつながるなど運動として機能してきました。令和 2 年度は班編成を変えましたが、この状態で令和 3 年度も継続して取り組んでいきたいと思えます。

⑧ **機能班**（職員 10 名〈男性 3、女性 3 + パート 4〉）（利用者 9 名〈男性 4、女性 5〉）

機能班は最重度の利用者で構成され、平均 IQ が 10 前後で、その上に重複障害を持っている対象者です。作業支援というより健康管理・健康維持が基本となり、ADL 訓練（身辺自立訓練）等を行っています。学園の日課に無理なく沿えるように、生活支援を柱立てとし、日課と週課のスケジュールを無理のない内容に設定し、毎日の活動が継続して行けるようにしています。平成 25 年度から、女性利用者を中心に「リリアン編み」作業に取り組み、スポンジ・マフラー作りも行っています。午後は手芸班と合同の「運動」も継続してきました。令和 2 年度から、機能班は鷹取学園の高齢化を考える中で支援の大きなポイントとしています。機能班所属の職員にパート職員を増やして、職員を手厚くし、歩行器使用の利用者 3 名の日課を分け、個別リハとして、作業療法士の先生の助言の下、運動を行っています。令和 3 年度も同じ位置づけで継続して日中活動の充実を図っていきたくと考えます。

リハビリ訓練

平成 22 年度より北九州リハビリテーション学院の作業療法士の先生 2 名が鷹取学園にきて頂けるようになり、1 ヶ月に 2～3 回のリハビリ訓練という事で、利用者全員にまず体の動きの基本である関節の可動域調査、体力テストから始めました。利用者が受け身になってマッサージをしてもらうのではなく、利用者自身が自主的に動くためにはどのようなメニューをしなければならぬかを試行錯誤しました。リハビリテーションや高齢化対策の運動を考えた時に、膝を上げ下げする昇降運動が必要ですが、建物を見直した際、階段が園内に 1 ヶ所しかなかった事です。膝を高く上げる動作、できるだけ大股で歩く動作、体のバランスを保つ動作を行う為に昇降器具・深いマットが必要となり、全く動きの悪かった膝上げの動作が、今までよりも少しずつ動くようになっていた人も出て来ました。今まで経験したことのない身体の動きを体験することで体力維持・柔軟性が向上することもあります。平成 28 年度からは、体力・運動能力別にグループを再編し（A～H グループ）より効果的なリハビリを目標にしました。

鷹取学園のリハビリの特徴はメニューだけでなく、実施後には作業療法士の先生 2 名とその日担当した支援員で内容の振り返りを行い、次回に繋げる事を行っています。これは支援員も会議に入る事でリハビリの時間だけで完結するのではなく、生活・作業に活かせるようにし、各職員へ利用者の変化を伝達することで更なる効果がみられています。

令和 2 年度は直方市のリバーサイドパーク（中ノ島公園）での歩行を行い、園外へ出向く事で気分転換にもなり、疲れを感じずに歩行できたことが大きな収穫となりました。新型コロナウイルス感染症があり、園外へ出る機会が減った中、歩行する時間を確保しながら、体力低下防止・体力維持に努めていきました。園外に出る事で、注意力・体のバランス維持も行うことができました。令和 3 年度も園外へ出向く事を主として、体力低下が著しい利用者は

作業療法士の先生方の助言を活かして何とか体力維持を保って行きたいと考えます。また、これまでA～Hグループの運動能力別の活動に加え、体力低下が著しい機能班にも作業療法士の先生に入ってもらいたいと考えます。作業療法士の先生に来ていただく日を、これまで月2～3回の頻度を月4回に増やしてもらおう事で、効果のあるリハビリが出来ればと考えています。

施設入所支援について

(2) 生活の場の支援について = 施設入所支援サービス

生活の場の支援については、利用者が安心して生活していく居住の場を確保し、精神的安定を保ちつつ対人関係を作り、自立に向けて生活して行くことが出来るように支援して行きたいと考えます。平成30年からの増改築工事により、女性利用者の居室は1人部屋が増えました。男性利用者は2人部屋、3人部屋もいるため、居室にかなり偏りが生じてきます。施設という限定された生活空間域の中で、一般家庭的な生活感に少しでも近づけるようにし、施設生活の質的向上を図っています。居住している生活空間がいつも新鮮に感じられるような環境変化につとめ、それに順応して生活変化に馴染めるようにして行きたいと思えます。

各4ホーム（生活棟）に関して

ホーム運営とホーム編成（施設入所支援）について

ホーム運営につきましては、これまで各ホームともホーム長とホーム長補佐が一人ずついて、補佐的にホーム長を支えてきましたが、ホーム長補佐という役割がうまく機能できていませんでしたので、令和2年度からホーム長のみにし、ホーム長がホーム支援員に役割を持たせる方法で進めたいと思えます。また支援員は担当クラスの利用者だけでなく、ホームの利用者をホーム職員全員で、お互いに支えあいながら守っていくという体制をとります。平成7年度に、「男子棟・女子棟・重度棟」の呼称を「ホーム」と変更し、その流れを継続し、令和2年度から男性居住棟→「プロ野球ホーム」「サムライホーム」、女性居住棟→「ディズニーホーム」「フラワーホーム」としました。生活面に対していろいろな配慮を凝らしながら潤いのある生活環境を作る様に心がけて運営して行きます。必要なことは「安心して暮らせる生活の場作り、個人ごとに明るく・楽しく・快適に過ごせる時間（人生）を提供できるように」ということを充分配慮して、学園の生活面が充実するように進めたいと考えています。女子の方が体力低下の著しい利用者が多かった為、左記に居室の増改築を行いました。男子の居室の増改築は数年先になります。平成30年度～31年度にかけて計画していた女子居室の増改築工事は仕切り戸を使用し2人部屋にも個室にもなるようにしています。平成31年度（令和元年度）にはフラワーホームの改造工事で、3部屋を一つの空間として、3部屋にも、2部屋にも、個室にもなり、その間の仕切り戸の開け方によって他室との交流ができるようになります。令和2年度からは、新女子居室棟をディズニーホームとし、体力低下の利用者を中心にみていくホームにしました。同じような生活ペースの利用者が生活する事で、無理なく生活できるようにしました。体力面だけでなく、病気などの面でディズニーホームの利用者が目立って来ているのも否めません。その中でも自分の事は自分で行うという基本姿勢は変わりません。一方のフラワーホームでは、行動障害の利用者もいる為、他傷行為や器物破損などの行為に及ぶ利用者もいて、体力低下とは違った課題が上がっています。4ホームという環境の中で利用者各人の目標に沿った個別支援を深めて進めていくように努めたいと思えます。その中で令和3年度での課題で上げられるのは、女性支援員の人手不足です。男性支援員は確保できていますが、女性支援員が確保できていませんので、年間通して求人継続して行っていく予定です。鷹取学園の支援のレベルを保ちたいので、一定基準以上の

支援員採用を行いたいと思っています。人材不足で外国人労働者・ロボット等でカバーしている福祉業界ではあり、鷹取学園の基準がいつまで続くのかは不明ですが、できるだけ維持していきたいと考えます。

施設入所支援の形であっても、1人の職員がホーム全体を支援する内容と、特に自分の担当クラス対象者に対し責任を持って支援内容を果たすという方法で支援を行います。

4つのホーム

- ① プロ野球ホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 9人 (利用者男性 24名対象)
- ② サムライホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 8人 (利用者男性 19名対象)
- ③ ディズニーホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 7人 (利用者女性 14名対象)
- ④ フラワーホーム ⇒ ミニホーム 3つ ⇒ 職員 7人 (利用者女性 19名対象)

社 会 交 流

社会交流は開設時の昭和 56 年 5 月から取り組んで来ました。当時は社会参加訓練と言う名前でしたが、平成 14 年度からは社会参加訓練 (買物訓練) の名称は使わず、「社会交流」という呼び方に変えました。当初は直方の古町商店街からはじめ、飯塚ジャスコ店などにも行っていました。イオンモール直方店ができてからは殆どそちらを利用するという形で進めています。平成 24 年度は公共の交通機関を利用して、八幡のイオンモールまでの社会交流を実施し、平成 27 年度は 9 月の社会交流で、①食べ放題 ②カラオケ ③イオンモール直方の「選択制」を実施し、平成 28 年度の 9 月も ①食べ放題 ②ボーリング ③イオンモール直方の「選択制」を行いました。令和 2 年度も選択制の社会交流を予定していましたが、新型コロナウイルス感染防止の為、中止せざるを得ない状態になりました。令和 2 年度はほぼ外出行事を中止しなければなりませんので、園内行事として食事を充実したり、デザートやお菓子等で利用者が喜べる内容にしました。最重度・重度と言われる鷹取学園の利用者にとって、行きたい所・やりたい事を選べるような環境を作っていきます。社会交流については年間 6 回行い、利用者の楽しみにつなげていきたいと思えます。

年 間 行 事 に つ い て

行事について、ある程度意思表示できる利用者の意見を聞いたり、利用者の行動や表情を汲み取りながら行事の充実につなげています。前年度の行事实施後に支援員を含めた職員の反省文の内容を検討し、それを纏めた担当職員の意見を聞くところからスタートします。最終的な結論としては「実際に利用者が喜ぶ結果に繋がるのか?」といった立場から行事計画を実施し進行していくということになります。全体の時間、楽しめる場所、休憩場所、トイレの場所、危険性がないか、またトラブルが起こった時の対応と連絡方法といったように、十分な配慮と細心の注意が盛り込まれているのかを計画し、実行しています。特に親子旅行は利用者には何かの経験をさせてあげたいという思いから計画をたてています。安全性を求める中にも、そういった支援員の思いが一番に大切になってきます。

令和 2 年度の行事については、新型コロナウイルス感染防止の観点からほとんど中止、又は園内で規模縮小した形での実施となりました。この中で感じた事は職員の利用者に対しての思い・意識の差でした。本来の行事が出来ないから、違った形でなんとか利用者楽しく充実した思いをさせてあげようといった職員の思いを持っている職員は環境・イベント内容・食事などを工夫して取り組んでいた職員、逆に規模縮小した形ではかできなかった職員もい

ました。例年と違ったイレギュラーな形の中でどういう風を実施していくのかは、一人一人の職員の意識によって違う事が今回分かりましたし、そういった意味ではよい機会だったと思います。令和2年度の経験を令和3年度に活かしたいと思います。レクレーション大会(以前の運動会)→中止、夏祭り→規模縮小、学園祭→利用者・職員のみで実施、親子旅行→園内で形をかえてイベントを実施。令和3年度は感染防止を含めて、充実した行事となるように計画していきたいと思います。内容としては、レクレーション大会、夏祭り、一泊親子旅行(ハウステンボス)、クリスマス会を実施予定です。学園祭については「食堂棟R3増築工事」に伴い、場所が確保できませんので中止か、販売会のみ行う予定です。

そ の 他

○入浴支援

午後を実施しています。機能班・手芸班をAグループ、軽作業班(染色・和紙・木工)をBグループ、作業班(農園芸・アロエ・陶芸)をCグループとし、時間差を設けてグループ順に入浴を行います。平成17年度からは、利用者の入浴は季節によって1日おきにするという方法に変え、平成27年度に建て替えました新浴室棟で、今までよりも広々とし利用者の安全面に配慮した入浴支援が実施できています。令和2年度から体力低下の著しい歩行器使用の利用者3名を13:00に入浴し、その後運動・洗濯物畳みなどを行ってきました。ただし、職員が確保できませんでしたので、入浴後の運動は実施できない状態でした。令和3年度は職員を確保して計画通りの日課を取り組んでいきたいと思います。

○10月～3月までは、月・水・金の1日おきの入浴。土・日のシャワーは可能。

○4月～9月までは毎日の入浴。

○「おやつ」について

平均年齢が54歳になっていますので、おやつはカロリー制限を行いながら進めています。一日の中で食事だけでは充実できないので、日によっておやつ係で準備したおやつ、担任が準備したおやつを利用者に食べてもらっています。おやつも利用者にとっては楽しみの一つになっています。栄養士が年間3回BMI(肥満度の測る基準)を出して、一人一人の利用者の身体状況を観察し、栄養が足りていないか? 多すぎていないか? などを表示してもらっています。これによりおやつだけでなく、食事量の見直しを行います。2月のバレンタインデー、3月のホワイトデーは、令和元年度からおやつ係からおやつを提供するようにしました。全員が食べることが出来るので喜んでいますが、好きな人に渡すという思いも大切にしたいので、状況を見ながら判断していきたいと思います。令和3年度も学園生活をより楽しく潤いのあるものにしていきたいと考えます。

〈おやつ提供等に関する説明〉

- ① 令和3年度に関しては、ジュースとおやつ支給曜日を下記のように設定する。
- ② ビールについては、利用者が行事等で「飲みたい」と要望がある場合に準備して出す。
- ③ 月・水・金・日曜日におやつを出す。
- ④ 月・水・金におやつを出すときに、併せて給茶機のコーヒーを出すようにする。
- ⑤ ジュースは、火・木曜日を学園からの支給日とし、土・日は本人小遣い銭で購入する。

※おやつとジュースの支給曜日を纏めた表

	月	火	水	木	金	土	日
--	---	---	---	---	---	---	---

牛乳	○ 朝食時	○ 朝食時 (ヨーヨー牛乳)	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時	○ 朝食時
缶ジュース (自動販売機)		○ 学園支給		○ 学園支給		○ 本人小遣 い銭	○ 本人小遣 い銭
おやつ	○ 団らん		○ 団らん		○ 団らん	○ 本人小遣 い銭	○ 昼間 14:30
給茶機のコ ーヒー	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん	○ 団らん		
ビール	家族ふれあいの日・誕生会・行事・盆正月帰省期間等で、 本人からの要望がある場合に小遣い銭で購入。						

○掃除について

毎日行う朝の掃除は、職員と利用者で実施します。ホームごとに責任をもって、園内を清潔に管理しています。平成 23 年度から誕生日会の午後に日頃できない箇所の掃除を行っています。毎日の掃除ではできない場所・公用車など掃除できている事で機器の寿命も長くなってきています。

また、水曜日のルームキーピング時にも掃除をする時間を取っていますが、女性利用者の居室が個室となり部屋数が増えた為、時間が足りなくなったとの声があがり、令和 2 年度から隔週で午後ルームキーピングとして掃除の時間を増やしました。その結果、体力低下の利用者も時間が出来た為、一緒に掃除できるようになりましたので、令和 3 年度も継続していきたいと思います。学園全体としての大掃除は 9 月と 12 月に実施します。

○配膳当番

朝・昼・夕食時の配膳について、職員と一緒に利用者にも生活体験の場として、利用者自身ができる配膳内容を実行しています。高齢化の課題、または衛生面の課題、特に感染症防止の面からも衛生上の対応が厳しくなりますので、令和 2 年度から 2 グループに減らした状態で配膳を行いましたので、令和 3 年度もこの形を継続していきます。自分自身で手洗いができ、衛生面の意識を持てる利用者を対象として進めていきます。

避難訓練

県からの避難訓練の内容としては、1 年のうち火災 2 回・地震 1 回・風水害 1 回との指示があり、実施しています。令和 2 年度は利用者に事前に訓練する事を伝え、動ける利用者が動きの悪い利用者を誘導してもらうようにしました。これは夜勤帯 4 名の支援員で 76 名の利用者を避難させなければなりません。体力低下の利用者が増えた現在の状態で、全員の安全確保は厳しくなっています。その為、利用者同士の助け合いは必須となって来ます。説明だけでは理解できませんので、何度か利用者が経験する事で緊急時に動けるように訓練して行きました。令和 3 年度はこの経験を活かして事前の説明がなくても利用者同士で助け合えるような形にしたいと思います。様々な災害から身を守る「防災訓練」も必要となって来ました。地震訓練も利用者と一緒に実施し、風水害は職員のみで説明およびシミュレーションを行いました。風水害は鷹取学園の立地上、浸水もなくそれに伴う土砂災害の可能性も

ありませんので、台風を想定して実施しています。直ぐに園外へ避難するか、園内でしばらく待機するかは災害によって違いますので、職員には臨機応変に対応できるような回数を重ね訓練を行っていきたいと思います。必要物品として、平成 29 年度には排泄凝固剤を、令和元年度には女子職員が 1 人でも利用者を避難させることができるようにストレッチャーを購入しました。令和 2 年度は 4 日以上非常食を準備しましたので、非常食を毎年一部ずつローテーションで購入し、低コストで補充できるようにしたいと思います。

令和 3 年度 会 議 に つ い て (鷹 取 学 園)

[会議開催方法]

1. 会議予定計画書を提出 (緊急の場合は別)
2. 会議内容は、司会者、書記により必ず内容報告を行う事
3. 会議の種類

1, スタッフ会議

時 期 随時行う

場 所 園長室・会議室

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、チーフ(サービス提供責任者)、ホーム長、看護師等

2, 生活介護(作業支援会議 (虐待防止会議含む))

①班チーフ会議 (生活介護)

時 期 随時行う

場 所 会議室等

メンバー 支援主任(サービス管理責任者) 各班チーフ

②班の支援員会議 (生活介護)

時 期 原則として、必要に応じて随時

議 題 前もって、班からの問題点について検討事項を提出する

場 所 会議室等

メンバー 支援主任(サービス管理責任者) 各班チーフ

③班会議の種類

作業班 (農園芸、アロエ、陶芸)

軽作業班 (染色、和紙、木工、)

機能回復支援班 (手芸、機能)

《8 班が合同で開催したり、単独で開催したりの形態を取る。》

3, 施設入所支援会議

①ホーム長会議 (虐待防止会議含む)

時 期 原則として、必要に応じて随時

議 題 前もって、ホームの問題点について検討事項を提出する

場 所 会議室等

メンバー 支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、看護師等

②ホーム会議《プロ野球ホーム、ディズニーホーム、フラワーホームの 3 ホーム会議》

(※ ケース会議・虐待防止会議を含む)

時 期 原則として、必要に応じて随時

場 所 会議室等(各ホームの夜勤者控え室 or ディールーム)

メンバー 各ホーム長及び支援員、〔施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、看護師が加わる場合もある。〕

4, 医務会議

時 期 必要に応じて随時

場 所 園長室及び医務室等

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、看護師、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、支援員、栄養士 (必要に応じてメンバー構成)

5, 厨房会議

時 期 原則として、必要に応じて随時

場 所 調理師休憩場所、会議室、園長室等

メンバー 厨房責任者、栄養士、調理師、(場合によっては施設長、支援主任、看護師、ホーム長、支援員 [必要に応じてメンバー構成])

6, 事務会議

時 期 随時

場 所 園長室及び事務室等

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、支援主任、事務員(場合によっては看護師、栄養士等)

7, 保護者との会議

①ホーム別会議

時 期 必要に応じて随時

場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等

メンバー 保護者、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長及び補佐、看護師、支援員等

②班別会議

時 期 必要に応じて随時

場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等

メンバー 保護者、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、チーフ、(場合によってはホーム長、支援員、看護師等)

⑥ 家族の会世話人との懇談会 (※平成30年度より2年間休会し、令和2年度より再開)

時 期 必要に応じて随時 (議題がなれば開催しない。)

場 所 園長室及び会議室、生活実習棟及び会議室等

メンバー 家族の会世話人、施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、チーフ、(場合によっては看護師、支援員を加える事もある)

⑦ 保護者への伝達

時 期 各月原則 第3金曜日 「家族ふれあいの日」

場 所 食堂

メンバー 保護者

学園の代表(理事長・施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、その他内容によって担当職員が参加する。)

8, 虐待防止に関する会議

①虐待防止委員会会議

時 期 年 1 回以上

場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、ホーム長、看護師、支援員等。

②虐待防止研修会

時 期 年 1 回以上

場 所 会議室、生活実習棟及び相談室等

メンバー 施設長(サービス管理責任者)、支援主任(サービス管理責任者)、支援員、看護師、事務員、栄養士、調理員等の全職員。

I、〈全体的な健康管理〉

令和3年度も、利用者の皆さんが、学園生活を維持継続できる為の健康管理方法としては、予防的立場に重点をおき進めたい。新型コロナウイルスなどの感染症予防の為、決められた時間に利用者の検温を行い、可能な限りマスクの着用や手指消毒・手洗いを行っていきたい。また施設外からの感染症の侵入を阻止する為、職員のマスク着用、アルコールによる手指消毒の徹底、定期的な室内換気、清拭、消毒を確実に実施する。委託業者等、外部からの施設への出入りについては職員同様の感染防止対策を徹底して行っていく。

治療については、1ヶ月毎に500円まで自己負担すれば、その他の治療費は、行政が負担するようになったものの、治療に関しては、本人および家族と医療機関の双方で決定され進められる事が原則となっており、学園としては医療機関まで無事に届けるという事になっている。家族が付き添えない対象者について、付き添い通院を行うに当たっては、各人ごとに家庭と打ち合わせを行いながら進める。その後発生する通院治療は、家族が行う事が原則となっているが、いろいろな条件が重なり家族が通院を行えない場合などが生じる。その時々への対応に順じて、利用者の為になるように、治療を進めていきたい。

怪我、病気で入院については、入院した翌日より施設には、定額の収入が入らなくなり、1月間につき8日までは外泊時加算が付くものの、入院後は施設にわずかながらの収入しか入らなくなるために、一時施設との関係が切れるような仕組みとなっている。学園の在籍期間は最大3ヶ月となっており、入院後3ヶ月を過ぎると行政機関の方から施設への介護給付費が切られるという仕組みになっている。

当園の利用者に関しては、これから高齢化が進んで行くために、転倒による骨折、嚥下の悪化に伴う誤嚥などの事故、また障害程度の重さや知的障害に加えた重複障害などにより、いろいろと難しいケースが発生してくると思われる。園内での集団生活をスムーズに進める為には、支援現場の支援員と協力し合い、日常的な健康チェックに重点を置き、個々人の健康管理維持につとめていきたい。

II、〈健康維持及び健康管理体制〉

健康維持管理については、日常的対応は看護師を中心に行うも、直接支援に当たる支援員との協力と、医食同源ということわざのごとく健康管理維持の基礎ともいべき食事を司る調理とコンタクトを取り、病気に対する予防に留意して行く。また、病気にかかった入所者には嘱託医及び協力医のもとに治療を受け、健康維持に努め入所者の楽しく明るい学園生活を守って行きたい。

〔健康維持管理内容〕

1. 日 実施項目

投薬を必要とする園生

統合失調症、癲癇発作のある人、その他必要に応じた場合の対処

2. 週 実施項目

全園生に対する検温。原則として毎週月曜日に実施する。

3. 月 実施項目

1) 体重測定

2) 精神科医による診察

3) 2週に1回の内科医の往診

4) 骨粗鬆症薬内服者への注射（ボンビバ注射）

4. 3ヶ月に1回実施項目

- 1) 皮膚病検査

5. 年 実施項目

- 1) 心電図検査
- 2) 身長測定
- 3) エコー検査〔健康診断の結果、医師の指示ある人のみ〕
- 4) 生活習慣病検査 年2回全員〔血液検査〕
- 5) 骨代謝検査 年1回40歳以上対象〔血液検査〕
- 6) 委託検診
歯科……全園生対象 4月実施
インフルエンザ予防接種……保護者の希望される利用者
精神薬内服者の血中濃度検査（血液検査…春、秋の2回）
- 7) 眼科検診
- 8) 子宮癌検診……35歳以上受診出来る利用者で、保護者の希望される利用者

6. 法定検査

- 1) 健康診断 …… 春・秋2回
- 2) 胸部レントゲン検査 …… 入所者は、64歳までの人に関しては検査をしない。65歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回。
(職員に関しては、毎年、全員実施)

Ⅲ、具体的な対応

① 〈精神科疾患者の治療〉

学園生活において集団活動ができにくくなり、周囲の人達とうまくやって行けなくなるといった精神障害を重複している利用者に対して、精神科嘱託医・鳥巢美穂先生の治療を受けながら、総合失調症等の精神科症状の軽減や癲癇発作の軽減に対応しながら、学園生活が継続できるように努める。また認知症状が出てきている利用者の対応も鳥巢先生の指示を受けながら行っていく。

② 〈歯科治療〉

利用者に対しての法定健康診断の実施はもとより、重度知的障害者の歯科治療が未だに難しいといわれている。当園の場合、全利用者対象に順調な歯科治療が行われてきた。現状はブラッシングをしっかりと行う事を目指しながら、歯周疾患の治療を進めている。令和3年度も継続して行く予定である。

歯科治療に対するあり方は、治療中心から、予防といった状態に進んでいたが、最近では年齢とともに義歯を付ける人が多くなりつつある。令和3年度も引き続き治療の必要な人に対し、治療を進める予定。虫歯、歯周疾患の予防は、支援員と協力しながら食後の歯磨きの徹底を図っていく。

当園の歯科治療に関しては、かなり行き届いた環境になっていると思われる。

歯科治療の実施方法としては、次の通りで、4班が順繰りに治療を進めるようにしている。

No	治療グループ
毎週『火曜日』に実施 1班	機能班 + アロエ班

時間帯
14:00 ～ 16:00

2班	木工班 + 手芸班
3班	陶芸班 + 染色班
4班	和紙班 + 農園芸班

③ 〈老齡化対策〉

重度の知的障害を持った人達は普通の健康な人よりも、色々な病気にかかりやすく、日頃からの健康管理により真剣に関わらなくてはならない。加齢化も早く、学園の中では40歳前後になると、急に老け込んでしまう人が出てきた。ちなみに、当園では老齡化により、いろいろな障害が増えると思われるため、平成22年より学園全体として、リハビリ訓練を導入し、又平成25年3月より、40歳以上を対象とし、骨代謝採血を行い、骨粗鬆症の治療も始め、老化防止に取り組んでいる。平成27年度は誤嚥による窒息予防の為、吸引器、平成29年度は血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーター及び吸入器を購入した。これらの使用により、重症化の予防に努めていきたい。

IV、「学園の健康管理体制」

契約書の内容どおり

V、関係医療機関

【1】嘱託医

精神科	
高山病院 院長 医師(精神科医) 所在地 電話番号	高山 克彦 鳥巢 美穂 直方市下境3910-50 0949-22-3661

【2】協力医療機関

内科	
魚住内科胃腸科医院 院長 所在地 電話番号	魚住 浩 直方市頓野1919-4 0949-26-6610
歯科	

安河内歯科医院 院長 所在地 電話番号	安河内 真司 直方市日吉町3-12 0949-24-0577
外科	
西田外科医院 院長 所在地 電話番号	西田 博美 直方市頓野野添2104-19 0949-28-1573
眼科	
阿部眼科医院 院長 所在地 電話番号	阿部 健司 直方市溝堀2-3-13 0949-22-2953
内科	
福岡ゆたか中央病院 院長 所在地 電話番号	松本 高宏 直方市感田523-5 0949-26-2311
外科	
西尾病院 院長 所在地 電話番号	長家 尚 直方市津田町9-38 0949-22-0054
皮膚科	
おおもり皮膚科クリニック 院長 所在地 電話番号	大森 正樹 直方市感田井牟田1930-1 0949-26-6520
産婦人科	
田中産婦人科クリニック 院長 所在地 電話番号	田中 康司 直方市頓野1000-27 0949-26-8868
耳鼻咽喉科	
岡村耳鼻咽喉科 院長 所在地 電話番号	岡村 浩一郎 直方市頓野3816-3 0949-22-2683

令和3年度 給食に関する計画

指定障害者支援施設 鷹取

学園

栄養士 高津陽子

1、はじめに

令和3年度も前年同様、生活の基となる健康的な身体作りを支えると共に、入所者が三度の食事が待ち遠しく思えるような楽しくおいしい食事作りに、厨房職員で今までの経験とアイデアを結集して、集団給食の中にも家庭的な愛情のある食事作りに努めて行きたいと思っております。

数年前よりノロウイルスのような食中毒問題が起き、食に関する危険性が取りざたされる事態が起きました。それに加え、昨今では新型コロナウイルスの影響や異常気象により農作物の不作や漁獲量が減少し、それに伴って食品や日用品が軒並み値上げとなり現在進行中です。厨房では食材を無駄にしない様日々努力して来ましたが、さらに無駄をなくす様に皆で頑張っています。また、東日本大震災や熊本地震のような非常事態に備えて、非常食・飲料水を確保し、自給できる体制を整えてまいりましたが、更に充実した体制となるよう確保日数を3日分から5日分に増やす計画をしています。

2、食材について

当園においては、食材に関して特に品質の点に注意を払っています。生産地・賞味期限に気を配り、納品される食材をその都度吟味して、輸入品よりも安全と思われる国内産で対応することとしています。少々手間が掛かっても、その時期の季節を感じる様な新鮮で安全な食材を使用するように努めています。

安全な食材にこだわりますとそれに伴い材料費がどうしても高くなる傾向になります。それに新型コロナウイルスの影響で外出できない入所者に喜んでもらえる食事提供をいかにして質を落とさずに給食費の予算枠でやって行くかという覚悟で取り組んでいきます。食事代は入所者負担という事になっていますので、決められた食事代の中で見栄えのある美味しく、健康的な食事を提供できるよう努力したいと思っております。その為には食数管理にも引続き力を入れ、無駄を省くように努力してまいります。

3、給食の安全

給食に関する中毒や危険防止としましては、日々の仕事の中で基本的な衛生面の処理、食材の管理などに対し心がけていけば、危険の多くは防止できると思われれます。

衛生的な食事管理には十分に気を配って行きたいと考えています。又新たな危険性に関して十分な知識を得るために、機会あるごとに職員を研修会等に参加させる予定です。厨房職員全体の協力体制の強化を図り、進めて行きたいと考えています。

4、入所者への食事提供

入所者が喜んで、安心して美味しく食べることができる食事内容を前年同様に提供していきたいと計画しております。

行事食に関しては入所者が直接「おいしかった」と言われると厨房職員皆嬉しくなります。令和3年度も忙しさに負けず食事作りの頑張る糧として、各季節の旬の食材を生かしメリハリのある楽

しい食事を提供していきたいと思っております。

5、食事提供に関する配慮点

高齢化、加齢化が進む中で、歯周疾患や喪失歯または嚥下困難の園生が段々増えてきています。固い物が噛めない、飲み込めない等の理由で、刻み食等が増加の傾向を辿っています。しかし、刻み食は形がなくなってしまうため、食事に対する楽しみが低減しない様出来るだけ見た目においしく、他の人と同じ食事を取れる様に形を崩さず、普通より柔らかく調理するといった技法を取り入れるようにしています。そして出来るだけ咀嚼行為を低下させないといった点に配慮しています。

6、献立内容の公開

献立内容につきましては毎日インターネットを利用して各入所者のご家庭からも三食の献立内容（朝食、昼食、夕食）が写真で見られるようになっていました。

より多くの保護者の方に、少しでも当園の食事の内容を見て頂ければ食事に携わる職員のエネルギーにつながると思っています。

7、給食関係の事務処理方法

献立表で栄養価が分かり、給食日誌でその日の食数や、一食あたりの単価が把握できるようになっております。

8、令和3年度行事食予定

【行事食一覧表】

4月	誕生会	新年度お祝い献立	創立記念弁当
5月	誕生会	端午の節句	
6月	誕生会		
7月	誕生会	七夕	
8月	誕生会	夏祭り	バイキング
9月	誕生会	秋分の日	
10月	誕生会	学園祭	
11月	誕生会		
12月	誕生会	クリスマス会	年越しそば
1月	誕生会	おせち料理	七草粥
2月	誕生会	節分	バイキング
3月	誕生会	ひなまつり	春分の日

毎年開催していた餅つき大会については、餅をのどに詰まらせてしまう危険性が排除できない為、開催を見直すことになりましたが、入所者の楽しみがそのまま維持できるように食事内容を工夫していきたいと思っております。

鷹取厨房内の仕事を進める為の基本であるハウレンソウ(報告・連絡・相談)を皆が心がけ昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響により外出を控えている入所者に楽しく・おいしい給食を提供できる様、厨房職員一丸となり努力していきたいと思っております。